

特別対談

100回目を迎えた TWILIGHT CONCERT

特集 個人データ保護法制を
取り巻く世界情勢





ぶろろーぐ 梅の香と沈丁花 / 鈴木 幸一 3

特別対談 100回目を迎えた
トワイライトコンサート 4

三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長 國部 毅 氏
IIJ代表取締役会長 鈴木 幸一

Topics 個人データ保護法制を
取り巻く世界情勢 8

GDPRから始まるプライバシー保護 / 小川 晋平 9
個人データ保護のためのリスクアセスメント / 中西 康介 13
中国サイバーセキュリティ法への対応 / 李 天一 16
カリフォルニア州消費者プライバシー法について / 鎌田 博貴 18
世界の主なプライバシー保護法制 / 小川 晋平 20

人と空気とインターネット 独創的な日本酒造り / 浅羽 登志也 22
インターネット・トリビア ドメイン・レジストリ・レジストラ / 堂前 清隆 24
グローバル・トレンド 国際結婚してみました / 延廣 得雄 25

※ 連載「ライフ・ウィズセーフ」は、お休みします。

ぶろろーぐ 梅の香と沈丁花

株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役会長 鈴木 幸一



今年は暖かい冬だと、地球の温暖化を心配していたら、立春を過ぎて、突然、凍えるような寒さである。二月の初め、シカゴから知人が来て、「シカゴは零下四〇度だよ。北極より気温が低いんだから、冬は人が住めない気候になってしまったようだ」と。マイナス四〇度という冷たさを想像することはできないのだが、北極より寒い地域で、人間が生活する状況を想像するのは難しい。一方、テレビのニュースは、シドニーの気温が四五度を超えたと報じている。どこまで異常気象は激しくなっていくのだろう。人間が過度に快適な生活を求め続けたツケだけではないのだろうか、異常気象に対する施策は足踏みが続いている。

大学の卒業時、まったく就職のことを考えず、卒業後、だいたい経ってから、マトモな社会人になろうと思いついた。なければならない事情ができ、慌てて新聞の求人広告欄から応募したら、アルバイトでささやかに蓄積した知識が役に立ったのか、採用された。専門家として採用されたのだが、所詮、日銭稼ぎで身に着けた程度の知識、働き始めてすぐに馬脚を現してしまった。しかし、給料を

もらう身として、なんとかしないと、長年、授業に顔を出したこともなかった私が、一年ほど伝手を頼りに、大学の夜間の授業に通う羽目になった。

高校・大学と、滅多に授業を受けなかったせいで、すべての知識は独学だった。大学の頃、食事だけは一緒にしていた教授は、「君は、若くして雑学の大家だ」と、独学による遠回りばかりで、余計な知識だけは膨らんでしまっていた私に、妙な褒め方をしてくださったのだが、社会人になって働き始めると、結構、高度なことは齧っていないながら、基本的な穴ばかりが目立ってしまった。モグラ叩きのように、その都度、穴を埋める日々が続き、つくづく授業を真面目に受けて勉強を続けるのが、もっとも効率的だったと、過去を悔やんだのだが、気づくのが遅すぎた。遠回りのツケは、睡眠を削って払うほかなかった。

そんな負い目が根底にあったせいか、おおよそ上司の評価とか、人事に関心を持つことがなかった。与えられた仕事を、ともかく迷惑をかけないようにこなすことだけに集中するほかなかった。生産性はともかく、時間

制限なしの労働だった。今の時代なら、とんでもないような話である。土曜日が半ドンだった時代で、仕事は十二時に終わるのだが、上司に麻雀に誘われては、「時間があったくない」と、昼飯も雀荘で食べ、夜まで付き合い、「そうだ、君、悪いけれど、月曜の朝までに、あれ、やっておいてよ」と、おまげが付いて、結局、日曜日も休日ではなくなる。

だからと言って、不満が溜まるわけでもなかった。そんな時代だったというか、仕事の面白さには、怠惰を絵に描いたような私ですら、没頭させられる不思議な魔力があるようだ。不思議な魔力に捉えられたせいか、評価とか人事には、まったく関心が向かなかったことが、良かったのか悪かったのか、難しいところである。

組織にとって人事こそ、経営の鍵となることは理解しているのだが、相変わらず、私にとって人事は、大きな難問である。梅のつぼみが膨らみ、沈丁花の匂いが漂う冷たい早春は、昔のことが優しい感傷に包まれて思い起こされる季節なのだ。



特別対談

100回目を迎えた TWILIGHT CONCERT

トワイライトコンサート

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
執行役社長
國部 毅氏
×
株式会社 インターネットイニシアティブ
代表取締役会長
鈴木 幸一

写真/渡邊 茂樹

トワイライトコンサート（主催：株式会社 インターネットイニシアティブ／協賛：株式会社三井住友銀行）が、
2019年3月で100回目を迎える。
これを記念して、三井住友フィナンシャルグループ執行役社長の
國部毅氏とIIJ 鈴木幸一が、
この催しに対する想いや展望を語り合った。

大手町を明るくしたい

國部 トワイライトコンサートが二〇一九年三月で一〇〇回目を迎えることになりました。まずは、おめでとうございます。

鈴木 会場をずっと使わせていただき、ありがとうございます。たしか一回目を開催したのは、リーマンショックが起った翌々日で、あのときは大手町全体が暗い雰囲気でした。

國部 足かけ十二年になりますね。最初は、旧住友銀行東京営業部の一階でスタートしました。

鈴木 大手町でクラシック音楽のコンサートが開かれるなんて珍しいことなので、ほかの銀行の行員さんも聴きにきてくれたことをよく覚えてます。

國部 もともと、当時の東京営業部長が、洗足学園音楽大学の学生さんに来てもらって、あの場所でコンサートを開いた。そのことを鈴木さんがお聞きになられて――

鈴木 そうそう、部長さんが「あんなコンサートを毎月やりたい」とおっしゃるので、「ぜひ、やりましょう」と応じたのです。

國部 ビジネス街のど真ん中でコンサートを開くという発想が、たいへん斬新でした。

鈴木 あの頃の大手町は、立派なビルが建ち並んでいましたが、どこか殺伐としていて、リーマンショックのあとということもあって、特に重苦しかったんじゃないですか。

ビジネス街は、夜になると真っ暗になるでしょう。地下に行くとも明るいのに（笑）。そんな場所で月に二度でも、ポツと灯りがついていて、音楽が流れている空間があれば、ずいぶん心も和むだろうと思ったのです。

國部 しかし、前例がない試みなので、実現するのは大変だったのではないですか？

鈴木 東京・春・音楽祭をずっとやっていますが、コンサートホールに行ける人は限られています。しかも開演が十九時だから、大手町のビジネスマンには厳しいですよ。それなら、演奏家のほうが街中に出向いて、音楽を聴いてもらえばいいじゃないか、と思ったのです。大手町でやれば、たとえ短い時間でも音楽を聴いたあと、またオフィスに戻れますからね。そんなふうに音楽に接してもらえると、大手町も少しは明るくなるのではないかと。

國部 一〇〇回というのはすごい数で、それだけ続けることができましたのは意義深いですね。

鈴木 始まった頃は、演奏しているすぐ横にカウンターがあつて、いかにも銀行さんのオフィスといった雰囲気でした。でも、あそこは音響が良かった。大理石だったでしょう。演奏家にも好評でしたよ。一度だけ失敗したのは、トランペットが演奏したとき、音が響き過ぎて……（笑）。

國部 そんなこともあつたのですか（笑）。

今でもそうですが、営業を終えた行員が、会場設営、お客さまの誘導、司会進行、後片付けなどを行なう、言うならば、手作りコンサートですね。

鈴木 毎回、演奏家より、司会役の行員さんが緊張していますよ（笑）。

國部 慣れない体験ですからね。

あのような音楽ホールではない場所だと、お客さまとの距離感が近いんじゃないですか。そのあたりは、演奏家の方は、どう感じていらっしゃるのですか？

鈴木 演奏家は口を揃えて「トワイライトコンサートの聴衆は素晴らしい。皆さん、本当に熱心に聴いてくれる」と言っています。時々むずかしいプログラムを組むこともありますが、皆さん、真剣に付き合ってくださって、本当にありがたいです。

國部 長く続けられた理由を考えると、元NHK交響楽団コンサートマスターの堀（正文）さんのような一流の演奏家や、若手の有望株が出演してくださり、音楽や楽器もバリエーション豊かです。だから、お客さまが毎回、楽しみにしてくださっているのでしょうか。

鈴木 こういう「場」だからこそ、初めて接するような楽器や音楽のほうに面白いと思われていますね。

継続することが何よりも重要

國部 この十二年を振り返ると、いろいろドラマティックな出来事がありました。先ほど話に出たように、初回がリーマンショックの直後で、東日本大震災のあとにもコンサートを開きました。あれは、古い会場で行った最後の公演でしたが、今でもよく覚えているのは、あのような状況で節電などの問題もあるなか、はたしてコンサートを開いているのか……という議論がありました。

鈴木 そうでしたね。東日本大震災のときは、多くのイベントは軒並み中止になりましたが、私は「こういうときこそ、音楽の力が重要だ」と感じていた。だから、東京・春・音楽祭も強行しました。

國部 二〇一一年四月から本店一階のエントランスホールに会場を移

し、さらに二〇一五年一〇月からは、現在も会場になっている東館一階の「アース・ガーデン」に移りました。

鈴木 銀行さんのオフィスも最近は様変わりして、ずいぶん綺麗になりましたね（笑）。それと、始まった頃に比べると、行員さんの椅子の片付けが、本当に手際よくなった！一〇〇回も続いたのは、彼らが遅くまで残って、そういった準備をしてくださったお陰です。

國部 コンサートに携われるということで、行員も率先してやってくれています。日頃から私たち銀行は、地元にも密着して、地域に貢献できる業務を目指していて、このトワイライトコンサートもそういった考えにもとづいています。

東館のアース・ガーデンは、建設前の段階から千代田区さんとも協議して、一般の方にも活用していただける「オープンスペース」として構想しました。

鈴木 素晴らしいですね。

國部 当然、コンサートを開くことも前提にしてみましたから、音響面を考慮して、床を板張りにし、壁面は信楽焼のテラコッタにしたのです。

鈴木 あの壁が適度に音を反射して、とても良いですね。

國部 壁に凹凸がありますが、あれが音をいい具合に拡散するように設計されているそうです。

鈴木 私は常々思うのですが、立派な建物やホール、いわゆる「ハコ」を作ることは、それほどむずかしくない。しかし、そこにどんなコンテンツを持つてきて、人を集めて、継続していくのか――そこが一番むずかしいのです。さらに言うと、演奏会を開くには、いろいろ準備が必要です。そうした裏方の作業を、三井住友銀行さんが全面的に引き受けてくださったから、一〇〇回も続けることができた。

國部 今では毎回、二〇〇名以上の方がいらしてくださいます。

鈴木 とにかくこういうことは、長く続けるのが何よりも重要です。トワイライトコンサートも回を重ねることに、少しずつ知名度があがってきて、うれしいですね。

大手町で「子どものためのワーグナー」を上演

鈴木 トワイライトコンサートがキッカケになって、この三月、東京・春・音楽祭が主催する「子どものためのワーグナー」《さまよえるオランダ人》を、アース・ガーデンで上演することになりました。バイロイト音楽祭との提携公演を大手町でやれるなんて、本当に画期的だと思います。



國部 毅(くにべ たけし)
1976年、株式会社住友銀行入行。2002年財務企画部長、2004年経営企画部長、2009年取締役専務執行役員などを歴任後、2011年に株式会社三井住友銀行頭取に就任。2017年より株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役社長。趣味は音楽鑑賞、読書、スポーツ観戦。

特別対談 100回目を迎えた TWILIGHT CONCERT

トワイライトコンサート

どうしてそんなに驚いてらっしゃるのか、不思議なくらいでした。
鈴木 日本初の試みで、子ども向けのオペラ、しかもワグナーですからね。

國部 きつと話題になるでしょう。

バイロイト音楽祭の「子どものためのワグナー」は、演出的な工夫も見事で、子どもたちもオペラに映画で見るようになってくるそうです。そんなふうな幼い頃から音楽や舞台に親しめると、貴重な体験になるでしょう。彼らが大きくなって、音楽やオペラを聴きに來てくれるといいですね。

鈴木 やっぱり生演奏は、感動しますからね。公演に來てくれた子どものうち、何人かが「わあ！ 凄いなあ」と思ってくれたら、次の世代にもつながる。本当は、大人にも見てもらいたいのですね。

國部 日本の場合、そこから始める必要があるかもしれませんが、リハールは平日にやるでしょう。あまりの音の大きさに、皆さん、驚かれるのではないかと……。

國部 まあ、それは何とかなるでしょう(笑)。

鈴木 いろいろクリアーしていかねばならない課題はあるでしょうが、そういうところも楽しみながら、面白がってやれるといいですね。

國部 そうですね。大手町にたくさん子どもが來てくれれば、街も活気づきますからね。

自然体でつくるイベント

鈴木 トワイライトコンサートや子どものためのワグナーは、良い場所があって、何かやりたいという想いがあるから、自然発生的に始まったじゃないですか。だから、こうしたことは、商売とか社会貢献とか、あまり大げさなことは言わないで、自然なたちで続けていきたいですね。國部 そういった部分が前面に出てくると、携わっている人間も重荷に感じてしまいますからね。自然体で関わっていくのが一番でしょう。そうは言っても、SMBGグループでは、結構いろいろなCSR活動をやっているんですよ(笑)。音楽に関連した取り組みとしては、トワイライトコンサート以外にも、チャリティコンサートを十一年ほど続けていますし、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの一環として、全国各地で計九回のコンサートを開きます。

鈴木 三井住友銀行さんには、ぜひ、ロスチャイルドのような存在になっていただきたい!(笑)

國部 まだまだ稼ぎが足りません(笑)。

鈴木 よく「街づくり」とか言われますが、むずかしく考える必要はなく、小さなことから始めればいいのです。ニューヨークに行くと、至る所でさまざまなことをやっていますよね。大手町もあんなふうになれ、街の雰囲気も変わるでしょう。

國部 アース・ガーデンはガラス張りになっているので、偶然、通りかかった人が「何をやっているんだろう?」と、入ってくださることもあるんですよ。

鈴木 そういのがうれしいね。

二〇〇回目に向けた挑戦

鈴木 次回、一〇〇回目の公演には、読売日本交響楽団のメンバーが出てくれるそうです。

國部 楽しみです。

鈴木 トワイライトコンサートはインターネットでライブ中継もしていて、海外の音楽家が結構見ているそうです。それで、来日中にスケジューリングが空いていると、「銀行コンサートに出たい」と言ってくれる人もいます。

國部 グローバルに認知されているんですね。それは光栄だなあ。鈴木 世界中どこでも、気軽に聴いてもらえるのは、インターネットのいいところですね。ネット中継に関しては、まだまだやれることがあるので、もっと楽しんでもらえるように工夫していきたいですね。國部 そのあたりは、二〇〇回目に向けた新たな挑戦になりますね。鈴木 実は、ぜひやってみたいと思っていることがありまして、音楽の背後には、生まれてきた国や歴史や文化があるんじゃないですか。そういったことに詳しい人とコラボレーションして、面白いトークを交えたコンサートを開いてみたい。國部 いいアイデアですね。それは、鈴木さんがお話しになられたらいいんじゃないですか!

鈴木 引退したら、やろうかな(笑)。例えば、先日、ボフスラフ・マルティヌーというボヘミア出身でアメリカに亡命した作曲家に関する本を読んだのですが、彼の人生についていろいろ知ったうえで音楽を聴くと、親しみが湧いて、旋律も馴染みやすくなる。あまり演奏されない作曲家でも、そんなふうな背景を知ってから聴くと、また違った出会いが生まれると思います。

國部 トワイライトコンサートは、そういった実験的な試みができる場ですね。それは、手作りでやっているからこそできる、良い点でしょう。鈴木 残業している人が、さぼって聴きに來てくれるくらい魅力的なコンサートにしたいですね。

國部 今後ともよろしくお願ひします。



GDPR から始まる プライバシー保護

ビジネスに絡んだ個人情報の取り扱いに関しては、
各地域・国によってルールが不統一な部分も多い。
本稿では、現状を整理しながら、適切な対処方法を考えてみたい。

||| ビジネスリスクコンサルティング本部長

小川 晋平

二〇一八年一月末日、世界最大のホテルグループであるマリオットから衝撃的な発表がありました。買収したスターウッド・ホテル&リゾートの予約システムがハックされ、二〇一四年から二〇一八年までの約四年間、世界中の約三億二千七百万人の個人データが漏えいした、というニュースでした。マリオットはその事実を公表し、向こう一年間、専門の対応窓口を設けて、顧客の不安解消に努めるとしています。日本ではハッカーに侵入された場合、侵入された企業が被害者であるという考え方が根強くありますが、EUの「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation / 以下、GDPR)では、そのような考え方は通用しません。

個人データ漏えいの被害者は、各個人(「データ主体」と言います)であり、甘いセキュリティ管理にとどまったために、ハッカーの侵入および情報漏えいを許した企業が責任を問われます。同様の動きはEUだけではなくありません。(二部の国を除き)世界中の個人情報保護法制は、ハッカーに個人データを持ち去られたり、システム停止を許した場合、個人データの保護に関するセキュリティ対策を怠ったとして、企業が罰せられる傾向にあります。

二〇一九年一月二日、仏データ保護監督機関CNILは、Googleに対して、データ主体への説明がわかりにくいこと(透明性の欠如)を違法とみなし、五〇〇〇万ユーロ(約六二億円)の制裁金を課しました。

GDPRでは、全世界売上上の四パーセントもしくは二〇〇〇万ユーロ(約二七億円)のいずれか高い金額を最大値とする高額な制裁金がクローズアップされていますが、これ以外にも、警告・譴責・業務

停止命令などの制裁があります。多くの企業にとって、制裁を課されて企業イメージが失墜することが最大のダメージであり、制裁金そのものよりも、顧客離れや取引停止といった二次的な影響のほうが重大な経営リスクにつながります。

個人データの取り扱いが クローズアップされた二〇一八年

例えば二〇一八年は、GDPRの施行を筆頭に、カリフォルニア州の消費者プライバシー法の可決、日本とEU間の個人データの相互流通に関する政府間の合意、EUとUSプライバシーシールドに対する疑念の拡大など、個人データに関する大きな事件・展開があった、動きの激しい年でした。

二〇一八年三月には、FacebookとCambridge Analyticaの不適切な個人データの利用により、二〇一六年の米国大統領選挙で世論操作が行なわれたことをCambridge Analyticaのクリストファー・ワイルリー氏が内部告発して、大騒ぎになりました。欧州では連日このニュースが取り上げられ、米国議会に続き、EU議会、英国議会にFacebookの創業者マーク・ザッカーバーグ氏が呼び出され、謝罪対応に追われました。そしてCambridge Analyticaは、本事件の最中に倒産しました。

実は、同様の世論操作は、英国のEU離脱を問う国民投票の際にも行なわれていました。カナダのAggregate IQ社が同Facebookを使って、EU離脱派に有利に働くような世論を操作していたというのです。さらにこの件では、GDPR施行以降も英国の個人データを保持していたことが発

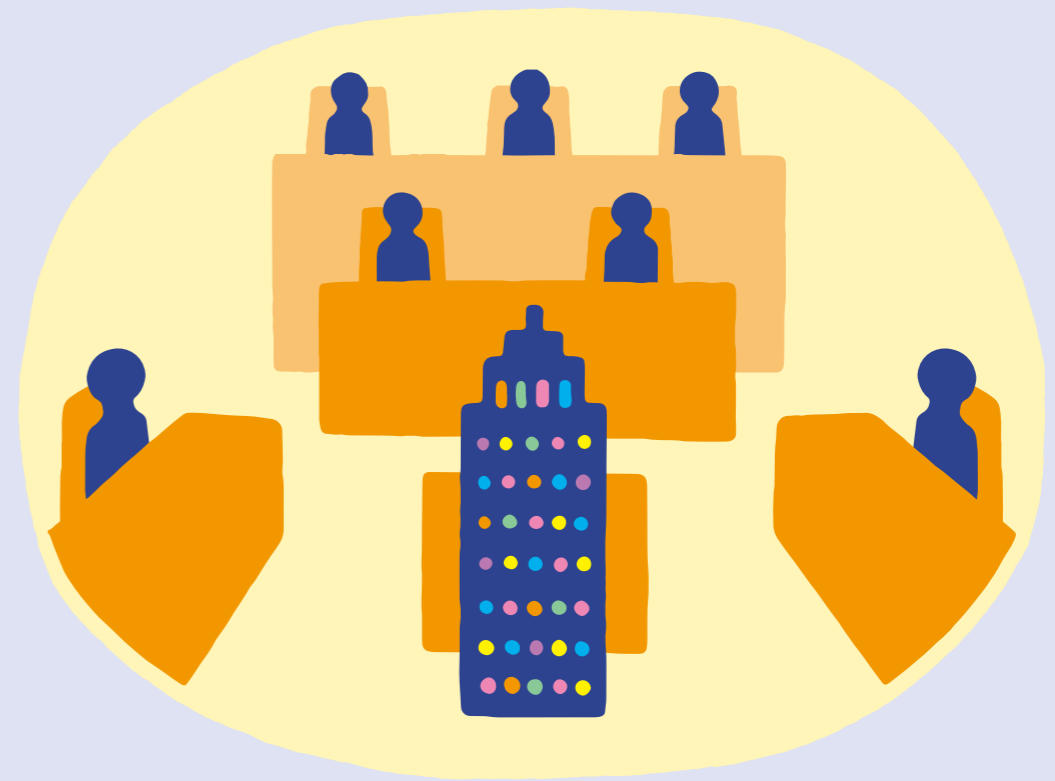
個人データ保護法制を 取り巻く世界情勢

EUのGDPRや、中国サイバーセキュリティ法など、
世界各国・地域で個人情報を保護するための法整備が進められている。

注意が必要なのは、それぞれ理念や狙いが異なっており、

そつなく対応するには、相応の経験と最新情報が要求される点だ。

今回はグローバルな見地から個人データ保護法制の“^{いま}現在”を総括する。



覚しており、旧法ではなくGDPRに照らし合わせて制裁金が課される可能性があります。

個人情報に対する 米国とEUの見解の相違

一九八〇年代後半のバブル期、主に製造業の分野で日本企業の後塵を拝した米国は、IT産業を核に世界



ICOのWebサイト: <https://ico.org.uk/>

EU以外の国の個人データ保護法制は、どうなっているのでしょうか？ 一般には、「個人データの保護」に焦点を当てた法律をつくる国と、個人データの保護を含む「サイバーセキュリティの強化」に焦点を当てた法律をつくる二つのパターンに大別されます。

最初は米国です。米国には、日本の個人情報保護法やEUのGDPRのように、あらゆる経済活動に対してセクター横断的に個人データ保護の規制を定めた法律はありません。その一方で、一三歳未満の子供の個人データを保護する「Children's Online Privacy Protection Act」、金融機関による顧客の個人データ保護について定めた「Gramm-Leach-Bliley Act」、医療情報の電子化にともなう個人データ保護について定めた「Health Insurance Portability and Accountability Act」など、個別分野に特化した連邦法や州法は多数存在します。カリフォルニアでは、民法典に追記するかたちで「California Consumer Privacy Act (カリフォルニア州消費者プライバシー法)」が二〇一八年六月に可決されました。現状、ガイドラインが出ていないため、不明点が多くありますが、制裁金に上限がなく、注意しなければならぬ法律と言えます。(詳細は18頁参照)

ところで、米国において各州法単位でプライバシー保護に対応するのは非常に大変であるため、米国企業のなかには連邦法の成立を求める声が強くなります。Facebook、Cambridge Analyticaの問題に端を発し、その後も個人データの漏えいが相次いでいることから、遠くない将来、米国で個人データ保護の連邦法がつけられるかもしれません。次にアジアの状況を見てみましょう。韓国では、二〇一五年にGDPRに親和性の高い個人情報保護

一を取り戻すという目標を掲げ、それを実現してきました。そして今や、世界の時価総額のトップ5は、Alphabet (Google)、Amazon、Facebook、Apple、Microsoftという米国のIT企業によって占められています。通称「GAFAM」と呼ばれる企業を筆頭に、米国ではIT産業を伸ばしていくうえで、個人データの利活用が積極的に進められてきました。当然、プライバシーには配慮していますが、強力な規制をかけるより、むしろ有効活用してビジネスに役立てようというのが、米国での風潮と言えます。それに對しGDPRは、プライバシーを重視した法律になっており、米国とは考え方が正反対です。なぜ、このような違いが生じているのかを少し紐解いてみましょう。

歴史を遡ると、欧州大陸では戦争や紛争が繰り返されてきました。第二次世界大戦時のナチス・ドイツのように、国家(統治者)が暴走して、他の民族や宗派の人々を虐殺したり、戦争のたびに国境線が変更されるといったことが頻発してきました。そこで第二次世界大戦後、国境線を維持し、再び戦争を繰り返さないために、戦争の道具となる石炭と鉄鋼を共同管理する「欧州石炭鉄鋼共同体」が設立されました。その後、エネルギー関連では「欧州原子力共同体」が、経済的な結び付きの面では「欧州経済共同体」が設立されました。そして、これらを統合するかたちでECが生まれ、さらにEUに至っては、各国の司法・内務、警察・刑事司法、共通外交・安全保障などの連携、国境の自由な移動(シェンゲン協定)、通貨統合(ユーロ)などが進められてきました。EUの憲法に相当する「欧州連合基本憲章」の八章には、個人データの保護に関する記載があり、プライバシーは人権である、と謳われています。GDPRはこの欧州連合

基本権憲章を受けているわけですが、過去の歴史に對する反省にもとづいて、国家が暴走しないように、独立かつ執行権限を有した、個人データ保護の監督機関が各国に設置されています。

他方、米国では、二〇一三年六月に起きたエドワード・スノーデン氏の暴露により、NSA(国家安全保障局)が二〇一一年九月一日の同時多発テロのあと、テロリストの摘発を目的として、米国民のみならず、世界中の人々の個人データを無差別に収集していたことが明らかになりました(これはつまり、為政者は国民を監視することで、国家および現体制を維持する方向に動くとも考えられます)。

EUサイドから見ると、そのような収集を秘密裏に米国政府が実施していたことは衝撃であり、運用に関しても、権限を持ったNSA職員であれば個人の裁量で他人の個人データを漁ることができた点も問題視されました(もちろん、スノーデン氏の暴露が全て正しいと仮定した場合ですが)。以上のことから、米国とEUは、個人データに対する考え方が根本的に異なっている、ということがわかりただけだと思います。

ちなみに、似たような監視行為は中国でも行なわれており、中国の网络安全法(中国サイバーセキュリティ法)は、GDPRと同様のセキュリティ対策を企業に課していますが、その目的を簡潔に言う「国家の治安維持」であり、個人のプライバシー権を守るために存在するGDPRとは、全く趣旨が異なります。

EU以外の個人データ保護法制

その他の地域で注目すべきはブラジルです。GDPRの優れたところは、同意以外の適法根拠を認めている点ですが、ブラジルはGDPRを研究して、非常によく似た法律をつくりました(二〇一八年に可決、二〇二〇年二月に施行予定)。

越境移転を認めるための枠組

個人データの流通は、経済活動と切っても切り離せないため、各国が越境移転を認めるための枠組みを整備しています。EUの場合、十分性決定(認定)であり、欧州委員会が(法律的に)十分な保護対策をとっていると認めた国には、個人データを越境移転してもいいと決定します。日本でも個人データの越境移転に関しては、二〇一七年の個人情報保護法の改正により追加されました。

特筆すべきは米国です。EUと米国のあいだには二〇一八年一月現在、EU-USプライバシーシールドという十分性決定(認定)の亜種と言えるような取り決めがあります。適切なセキュリティ対策などの文書を米国商務省に届け出た企業は、EUから個人データを移転できるというのですが、これは二〇一五年一月にスノーデン氏の暴露から派生して起こされた裁判によって無効になった(シュレムス判決)セーフハーバー協定と同様の枠組みです。米国NSAが、セーフハーバー協定で米国商務省に届出を行っていたFacebookから個人データを密かに取得していたことがわかり、シュレムス判決の判断要因になりました。現在、運用は見直されませんが、NSAは個人データの取得を止めていません。一方、欧州議会は二〇一八年七月、拘束力はないも

個人データ保護のための リスクアセスメント

ここでは、ビジネスのなかで取り扱う個人データに関して、
想定されるリスクやデータ主体への影響度を念頭に置いた
具体的なセキュリティ対策の立て方を紹介する。



IIJビジネスリスクコンサルティング本部
プロフェッショナルサービス部プロフェッショナルサービス1課長

中西 康介

最近の世界の潮流では、ハッカーに侵入されて個人データが漏えいした場合、企業は「被害を受けた」のではなく、「適切なセキュリティ対策を怠った」として罰せられます。

「暗号化は必須か?」「暗号化の範囲や手段は?」といった疑問符がつくものの、ほぼ妥当なことが書かれていると言えます。
システムを扱うエンジニアからすると、仮名化や暗号化を全てに対して行うことは不可能である一方、その他の内容はあまりにも自明ですが、何を、どれくらいのレベルで実施すべきなのかは、十分に伝わってこないというのが実感です。

では、具体的にどのような評価を行ない、対策の優先度を決めればよいのでしょうか? 企業自身でその手法を独自に考えて、それにもとづいて優先度をつけてもいいのですが、網羅性を考慮すると、やはり信頼できる機関が発行しているガイドラインなどのフレームワークを利用したほうがいいでしょう。現時点で参考になり得る情報は、次頁の表1のようなものです。

GDPRの第32条

GDPRにおいては、第32条がセキュリティに関する条項となっており、ポイントはこの通りです。
① 最新技術・実装費用・取り扱いの目的や性質、データ主体の権利・自由を与える影響などについて、蓋然性(確率)と深刻度を考慮し、リスクに見合った適切なセキュリティレベルを確保するために、技術的・組織的対応を行なう。その際、左記の対応を含める。

- (ア) 個人データの仮名化・暗号化。
- (イ) 個人データの機密性・完全性・可用性の確保。
- (ウ) 個人データの可用性と、物理的または技術的インシデント発生時の復旧能力。
- (エ) 右の(ア)~(ウ)が有効に機能していることを確認するための定期的な評価とテストの実施。
- ② 適切なセキュリティレベルを評価する際、偶発的もしくは違法な個人データの破壊・消失・改ざん・権限のないユーザによる開示、またはユーザからのアクセスによって生じるリスクを想定する。

GDPRの適用対象となる個人データの処理を行なう者は、この第32条に則って、処理する必要があります。

リスクに見合った セキュリティ対策の導き方

実際の実装に関しては、GDPRだからといって特別なことをするわけではなく、情報セキュリティの世界で通常行なっている対策を実施するだけです。違いは、対策における優先度をつける際に、データ主体の自由と権利にどの程度、影響を及ぼすリスクがあるのかを評価したうえで、リスクの高いものから順に対策を実施していくということです。要するに、優先度のつけ方が重要なポイントとなるのです。特殊な要件があるとすれば、インシデントが発生した際、GDPRでは、個人データ侵害に気づいてから七十二時間以内に監督機関にその内容を報告する義務があり、それを実現するためには、各種ログの取得や検知のための対策が必要である点です。

なお、匿名化されたデータはGDPRの対象外となりますが、GDPRの匿名化は、ありとあらゆる手段を用いて他の情報ソースを組み合わせたとしても、完全に不可逆な状態にまで加工されたデータを指します。ただ、そのようなデータは、統計情報ぐらいしかないので、日本の匿名加工情報は、ほとんどの場合「匿名化」とは言わず、GDPRでは「仮名化」に該当するということを、ご留意ください。

今さら聞けないGDPR

GDPRは「General Data Protection Regulation」(一般データ保護規則)というEU(欧州連合)の個人データ保護法であり、2018年5月25日に施行されました。法律の適用範囲は、EEA(欧州経済域)域内における個人データの取り扱いだけでなく、(EEAに拠点がなくても)EUに所在する人に商品やサービスを提供したり、監視したりする場合も該当します。違反すると、全世界売上高の4パーセントもしくは2000万ユーロを上限とする、莫大な制裁金が課される可能性があります。GDPRは、個人データの処理と移転に関する法律となっており、特に注意・対応が必要な点としては――

- 個人情報取得時の適切なプライバシーノートの提示(13条、14条)
- データ主体(各個人)からの問い合わせ対応(15条~22条)
- EU代理人の設置義務の遵守(EUに拠点が存在しない場合、27条)
- 処理者との適切な契約の締結(28条)
- 処理記録(処理目録)の維持・更新(30条)
- 適切な技術的・組織的セキュリティ対策(32条)
- データ違反に気づいた時点から72時間以内の監督機関への報告(33条)
- データ違反時のデータ主体への通知(34条)
- データ保護影響分析の実施と定期的な見直し(35条)
- DPO(Data Protection Officer: データ保護責任者)の設置と監視運用(37条~39条)
- 個人データの域外移転の適法化(一般企業は46条)

と多岐にわたります。
訪日外国人向けのサービスを行なっている場合など、気づかないうちにGDPRの適用対象となっているケースもありますので、一度きちんと調査されることをお勧めいたします。不明な点などありましたら、IIJのコンサルタントにご相談ください。

のプライバシーシールドの停止を決議しています。日本企業のなかで、プライバシーシールドを前提に、EU~US間の個人データを移転している管理者や処理者の企業との契約がある場合、プライバシーシールドの停止により、影響を受ける可能性があります。特にGDPRでは、管理者は適切な処理者を利用することが義務付けられているので、処理者が違法状態にあれば、管理者も責任を負うことになります。個人データの処理に米国のサービスをご利用の際は、十分ご注意ください。

IIJの対応

IIJでは、個人データの越境移転に対して、IIJグループとして十分なセキュリティ対応を行なっていることをEUの監督機関からお墨付きをもらうために、BCR(拘束的企業準則)を作成し、二〇一六年一〇月、ICOに申請して、受理されました。その後、審査に時間を要しており、二〇一九年一月時点では最終的な承認が下りていませんが、間もなく認められると考えています。

BCRが承認されると、IIJの各種サービスをご利用いただくことで、域外移転の対応が極めて簡便になると同時に、IIJは監督機関からお墨付きをもらった事業者になりますので、適切な処理者を利用していることを容易に明示できるようになります。個人データを扱うITシステムを所有されている皆さまは、コンプライアンスの面からも、IIJサービスの利用をご検討いただけましたら幸いです。

これからの世の中の動きとしては、向こう五年度で各国に個人情報を囲い込む法律ができあがり、その後(一部は並行しながら)一〇年程度で各国・地域の経済連携協定と連動して、個人データの相互流通の枠組み・標準が整備されると思われます。そして今後も、ナショナルリズムとグローバルリズムのあいだを揺れ動く国際情勢と連動しながら、個人データの法制や運用は変化していくでしょう。

IIJでは、ビジネスリスクマネジメントポータル(<https://www.bizrisk-ij.jp/>)を通じて、最新の世界動向を会員企業の皆さまにお伝えしていきますので、ぜひご参照ください。

表 3

No.	Questionnaire
A ネットワークと技術リソース	1 個人データを扱う業務・処理の一部は、インターネットを経由して行なわれていますか？
	2 特定のユーザやグループに所属する者が、インターネット経由で組織内部の個人データを処理しているシステムにアクセス可能ですか？
	3 個人データを処理するシステムは、社外もしくは社外のITシステム、またはサービスと相互連携していますか？
	4 権限のない者(社内外問わず)が、個人データを処理する環境(システムへのアクセスやオフィスへの入室など)に容易にアクセス・入室できないようになっていますか？
	5 個人データを処理するシステムは、関連するベストプラクティスに即したかたちで設計・実装、もしくは運用されていますか？
B 個人データの処理に 関連する処理と手順	6 個人データの処理に関する組織、または個人の役割・責任範囲は、曖昧になっていませんか？
	7 ユーザの使用許可範囲が不明確な状態で、ネットワーク、システムやロッカー、複合機などの物理的なりソースが利用されていませんか？
	8 従業員は、個人データを処理するシステムに私物の情報機器を接続することが許されていますか？
	9 従業員は、会社施設以外で個人データを転送・保管・処理することが許されていますか？
	10 個人データの処理が記録(ログファイルが生成)されていない状態で、個人データを処理できますか？
C 個人データの処理 に関わる人・組織	11 個人データを扱う業務・処理を実施する従業員の数は、限定されていますか？
	12 個人データを扱う業務・処理は、その一部を外部委託(管理者以外の組織または個人を含む)していますか？(※グループ企業も外部組織に含まれる)
	13 個人データを扱う業務・処理に関する上記組織、または個人の義務となる処理内容は、記載されたものをもとに指示されていますか？
	14 個人データを扱う業務・処理に関する関係者は、情報セキュリティの問題に精通していますか？
	15 個人データを扱う業務・処理に関する関係者は、個人情報を安全に保管し、ルールに従って確実に破棄することを怠っていないですか？
D 事業領域と処理の規模	16 サイバー攻撃を受ける可能性があるビジネス領域として考慮する必要がありますか？
	17 過去2年間で、サイバー攻撃、もしくはその他の事象により、セキュリティ侵害(個人データの漏えい・改ざん・喪失)を被ったことがありますか？
	18 過去1年間で、個人情報を扱うシステムのセキュリティ対策について、危惧に値する通知や苦情が社内外からありましたか？
	19 大量の個人データを扱う業務ですか？
	20 十分に対応できていない業界、もしくは業務特有のあるべきセキュリティ対策(ベストプラクティス)がありますか？

表 4

スコア	脅威発生可能性レベル
4-5	Low
6-8	Medium
9-12	High

表 5

		データ主体への影響度レベル		
		Low	Medium	High/Very High
脅威の発生可能性レベル	Low	LOW	MEDIUM	HIGH
	Medium	LOW	MEDIUM	HIGH
	High	MEDIUM	HIGH	HIGH

Highを0として、①～⑤の各領域の合計スコアを算出します。そして、この合計スコアをもとに表4を参照しながら、脅威発生可能性レベルを「Low / Medium / High」のいずれかに特定します。

④ リスクレベルの特定
ここまでで「データ主体への影響度レベル」と「脅威発生可能性レベル」を特定できました。GDPRの第32条1項に書かれてある「リスクに見合った」という表現は、この二つの評価軸をもとに対策内容と優先度を定めることを指します。リスクレベルの特定は表5の定義に従います。

データ主体への影響度レベルがLowであっても、処理を行なう環境が脆弱であれば、リスクレベルはMEDIUMになります。また、データ主体への影響

度レベルがMediumであっても、同様に環境が脆弱であればHIGHになり得ます。ここまで整理できれば、企業が抱える数多くの個人データ処理における対策実施の優先度を決定できます。

⑤ セキュリティ対策の検討
ENISAのハンドブックでは、リスクレベル「LOW / MEDIUM / HIGH」毎に組織的・技術的な対策項目が定義されています。本稿では詳細な解説は割愛しますが、その定義に従って、対策の実施内容を決めていきます。

処理によっては過剰な対策になる可能性がありますが、その場合、通常のリスク管理の考え方に照らし合わせて、受容・軽減・回避・転嫁のいずれかの方針を決めたうえで、具体的な対策を決定すればいい

でしょう。

ENISAや各国の監督機関は公的な機関なので、具体的にどのような製品やサービスを適用すれば対策を実施できるのか、という点には触れていません。I I Jでは、GDPR対策に有効なIT実装の推奨製品やサービスをI I Jビジネスリスクマネジメントポータルで順次公開していきます。同ポータルでは、GDPRだけでなく、今後出てくるであろう、さまざまな法規にも対応できるよう、情報を強化していきます。I I Jは、法律の求めるレベルとのギャップ分析を含めたセキュリティ・アセスメントや、ITセキュリティ対策の実装から運用までをお客さまのニーズに合わせて提供しておりますので、お気軽にご相談ください。

表 2

LEVEL	説明
Low	データ主体が、問題なく対処できるレベルの不便を被る場合。例えば、情報の再入力などで時間を浪費させられるといった煩わしさや苛立ちを感じる場合など。
Medium	データ主体が、いくらか困難ではあるが、克服できるレベルの不便を被る場合。例えば、費用負担、サービス利用を拒否される、恐怖・理解不足・ストレス・軽度の病気を抱える場合など。
High	データ主体が、深刻な困難を乗り越えないといけない、重大な状況に陥る場合。例えば、資金の不正利用、金融機関のブラックリストに載る、財産の損害、従業員の喪失、裁判所からの召喚、健康の悪化など。
Very High	データ主体が、不可逆的で、自身では克服することのできない重大な状況に陥る危険性がある場合。例えば、仕事ができなくなる、長期の精神的・肉体的な病気の罹患、死亡など。

ここで、「従業員の評価」を例に、具体的な処理について考えてみましょう。

まず「機密性」の喪失についてです。評価結果が漏えいすると、データ主体にとって心的なストレスになり、場合によっては軽度の病気になるかもしれせん。しかし、重篤な健康悪化や財政的な困難にまでは至らないと考えられるため、「Medium」と判定

「完全性」の喪失についてはどうでしょうか？ 評価結果が改ざんされたりすると、報酬の減額や将来のキャリアに不利益を被る可能性が出てきます。これは「Medium」もしくは「High」に該当しますが、ある程度の困難はともなうものの、乗り越えることはできると想定されるため、通常は「Medium」ということになるでしょう。

次は「可用性」の喪失です。従業員の評価結果にアクセスできないからといって、評価処理には直接的な影響はありません。仮に情報を失っても、また評価すればいいだけなので、「Low」と判断できます。

このように「従業員の評価」について、「機密性」「完全性」「可用性」の各観点から評価し、個別の影響度レベルを特定します。そして、最終的なデータ主体への影響度レベルを決定し、それぞれの評価の最大値をとって、このケースは「Medium」となります。

③ 脅威発生可能性レベルの特定
次に示す四つの領域に対して、いくつかの質問が用意されています。その質問に答えることで、処理が行なわれている環境の脅威発生可能性レベルを「Low / Medium / High」の三段階で特定します。

① ネットワークと技術リソース(ハードウェアとソフトウェア)。
② 個人データ処理のプロセスと手順。
③ 個人データ処理に関する第三者の組織と人員。
④ 個人データ処理のビジネス領域と規模。

それぞれの領域における質問は次頁表3の通りです。領域毎の質問に答え、その結果を踏まえて①～⑤の領域毎に脅威が顕在化する「可能性が低い」「合理的な可能性がある」「可能性が高い」のいずれかを決め、それぞれを「Low / Medium / High」に分類します(このとき、なぜそのように判断したのかを文書化します)。次に、Lowを1、Mediumを2、

表 1

発行元	文書名	特徴
ICO ※1	情報セキュリティチェックリスト※2	簡易的なチェックリストだが、スピーディに優先度の高い対策を確認できる。
CNIL ※3	Security of personal data ※4	ある程度詳細な実装のガイドが網羅的に記載されている。
ENISA ※5	Handbook on Security of Personal Data Processing※6	リスクレベル毎に異なるセキュリティ対策方針を定義。実装の詳細なガイドはない。

※1 Information Commissioner's Office : イギリスの個人データ保護監督機関
 ※2 <https://ico.org.uk/for-organisations/resources-and-support/data-protection-self-assessment/information-security-checklist/>
 ※3 Commission nationale de l'informatique et des libertés : フランスの個人データ保護監督機関
 ※4 https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/cnil_guide_securite_personnelle_gb_web.pdf
 ※5 European Network and Information Security Agency : 欧州ネットワーク情報セキュリティ庁
 ※6 <https://www.enisa.europa.eu/publications/handbook-on-security-of-personal-data-processing>

ここでは、表1のENISA (European Network and Information Security Agency) の「Handbook on Security of Personal Data Processing」に沿って、個人データ保護の観点から、「リスクに見合った」セキュリティ対策の導き方を解説します。

① 個人データ処理の内容を理解する
個人データ処理(例えば、従業員の評価や給与支払い、商品配送など、個人データを処理する特定の業務)の内容を正確に理解するために、次の内容を特定します。

個人データの出身、処理の目的、処理の手段、処理が行なわれる場所、データ主体のカテゴリ、保管期限、個人データの開示先(業務委託先やクラウドベンダーなど)、個人データの取得方法など。

これらを調査シートやヒアリングなどを通じて確認し、個人データのデータフローやシステム構成を整理します。

「可用性」の喪失です。従業員の評価結果にアクセスできないからといって、評価処理には直接的な影響はありません。仮に情報を失っても、また評価すればいいだけなので、「Low」と判断できます。

このように「従業員の評価」について、「機密性」「完全性」「可用性」の各観点から評価し、個別の影響度レベルを特定します。そして、最終的なデータ主体への影響度レベルを決定し、それぞれの評価の最大値をとって、このケースは「Medium」となります。

③ 脅威発生可能性レベルの特定
次に示す四つの領域に対して、いくつかの質問が用意されています。その質問に答えることで、処理が行なわれている環境の脅威発生可能性レベルを「Low / Medium / High」の三段階で特定します。

① ネットワークと技術リソース(ハードウェアとソフトウェア)。
② 個人データ処理のプロセスと手順。
③ 個人データ処理に関する第三者の組織と人員。
④ 個人データ処理のビジネス領域と規模。

それぞれの領域における質問は次頁表3の通りです。領域毎の質問に答え、その結果を踏まえて①～⑤の領域毎に脅威が顕在化する「可能性が低い」「合理的な可能性がある」「可能性が高い」のいずれかを決め、それぞれを「Low / Medium / High」に分類します(このとき、なぜそのように判断したのかを文書化します)。次に、Lowを1、Mediumを2、

法体系の概念

法律	政令	省令	
国家安全法	計算機信息系统安全保護条例	計算機情報ネットワーク国際接続暫定管理弁法	オンラインニュースサービス提供者向け管理監査規程
サイバーセキュリティ法	無線電波管理条例	計算機情報ネットワーク国際接続秘密保持管理規程	SMSサービス管理規程
刑法	商業利用目的暗号化管理条例	オンラインニュース記事掲載業務暫定管理規程	民間航空ネットワーク情報安全管理規程
反恐怖主義法	電信条例	オンライン出版管理規程	オンラインニュース配信サービス管理規程
治安管理条例	外資投資通信系企業管理規程	計算機情報ネットワーク秘密保持管理規程	計算機ウイルス予防対策管理弁法
国家秘密保持法	ネットカフェ経営管理条例	オンラインニュース配信管理規程	インターネット国際相互接続管理弁法
突発事件応対法	地図管理条例	オンライン安全保護規程	インターネット国際相互接続安全保護管理弁法
未成年保護法	国家機密保持法実施条例	VOD管理規程	電信サービス提供規範
測繪法	重要インフラ施設案件保護条例	オンライン文化暫定管理規程	通信設備やサービス安全審査弁法
居民身分証法	未成年ネットワーク保護条例	オンライン情報提供サービス市場秩序保持規程	電子銀行業務管理弁法
暗号化法	インターネット国際相互接続安全保護管理弁法	オンライン配信サービス管理規程	インターネットメールサービス管理弁法
電子署名法	オンライン情報サービス管理弁法	オンライン配信における著作権保護に対する最高裁解釈	オンラインニュースサービス提供管理実施細則
	ネットワーク安全等級保護管理条例	携帯電話 APP プリンストール / ディストリビューション管理暫定規程	金融機関顧客個人情報・取引記録保存管理弁法
		電話利用個人情報実名登録規程	ソフトウェア製品管理弁法
		テレコム/インターネット利用者個人情報保護規定	オンライン配信コンテンツ内容審査通則
		オンライン情報検索サービス提供管理規程	テレコムネットワーク安全保護管理弁法
		携帯電話 APP 情報提供管理規程	義援金公募プラットフォーム管理弁法
		インスタントメッセージサービス提供暫定管理規程	個人情報および重要情報越境安全性評価弁法
		サイバー空間個人情報侵害・名誉毀損に対する最高裁解釈	インターネットゲーム暫定管理弁法
		OTT TV 視聴サービス管理規程	金融業界における個人情報管理弁法
		ネットユーザーアカウント名称管理規程	オンラインリアルタイムビデオ配信経営活動管理弁法
		オンライン危険物情報発信管理規程	国民健康情報管理弁法
			オンライン新サービス安全性評価管理弁法

司法解釈

刑事事件における電子証拠保全・採取にまつわる最高裁最高検公安部の通達	個人情報侵害刑事事件にまつわる最高裁最高検の通達
ネットワーク攻撃刑事事件にまつわる最高裁最高検の通達	コンピュータシステム攻撃刑事事件にまつわる最高裁最高検の通達

国家標準 (GB/T)

ネットワーク安全等級保護管理条例	データ越境安全性評価指南
個人情報安全規範	銀行業におけるサイバーセキュリティリスクマネジメントガイドライン
FAシステムインシデント応急対応ガイドライン	

中国サイバーセキュリティ法への対応

中国サイバーセキュリティ法は発効から1年半以上が経過したが、立法目的や内容解釈は諸説紛々の状態が続いている。ここでは、同法律の概要を紹介したうえで、日系企業を取り巻く環境の変化に注目しながら、法令遵守に対する基本的な考え方を検討したい。



IJ Global Solutions China Inc.
副総経理 技術統括部長

李天一

ノーションや研究開発の促進、サイバー空間における攻撃・不正侵入、情報漏えい・有害情報の伝播の防止などが記されています。

同法律の作成に関わった担当者に話を聞く機会を得たのですが、こうした政治的背景以外に、社会的な背景もかなり大きかったようです。

実は近年、中国国内では、スマートフォンの急速な普及や E-Recd 領域における少々過激な取り組みにより、携帯電話だけで衣食住全般がまかなえる世の中になりました。その一方で、個人情報の漏えいや金融資産のハッキングなど、サイバー空間における犯罪やセキュリティ事故が多発しています。そうしたなか、この無法地帯化しつつあるサイバー空間の秩序をいかにして取り戻すのか？ 政府の担当者が検討した結果、同法律の策定に至ったというわけです。

サイバーセキュリティ法の概要

では、同法律の概要をまとめてみましょう。適用対象は、中国国内で生産・経営活動を行なう全ての企業で、①「重要インフラ運営者」*1、②「ネットワーク運営者」*2、③「ネットワーク製品またはサービス提供者」*3 の三つにカテゴライズできます。

次に同法律の保護対象は、ひとりでいうと「データ」になります。具体的には、A「データを取り巻く情報セキュリティレベル」と、B「データ自身の重要度合い」という二つの側面から評価・保護します。

中国国内におけるデータの位置づけは非常に特殊で、戦略資源として認識されている国土やレアアースなどよりも一段上の扱いを受けており、公文書と併せて「基礎的戦略資源」と定義されています。そのため、データを守ることを目的とした同法律のフィジビリティを担保するために、膨大な法体系が作られています。

サイバーセキュリティ法の法体系のスケールは非常に大きいのですが、コンプライアンス遵守の観点で企業に求めていることは単純です。

- ① 現状把握
- 企業の IT システムが置かれているセキュリティレベルの現状を把握する。
- データ越境転送の現状を把握する。
- ② あるべき姿との照合 (改善箇所の特定、改善計画の企画立案)
- セキュリティレベル面のギャップを明確にする。改善計画の策定・実施に着手する。
- データ越境転送の可否判断と、転送計画の作成に着手する。
- ③ 継続的運用
- 前述内容の①と②を継続的に運用する。

法律の特徴と法令遵守の捉え方

冒頭で述べた通り、サイバーセキュリティ法はインターネットの特徴に合わせたガバナンスの効かせ方をベースに考案されました。その特徴は次の三つです。

- ① 間接的管理
法令遵守に際し、やるべきことや、各種可否・可否の判断(越境転送やセキュリティ状況)は、各企業の自己責任で対応する。特に一般的な「ネットワーク運営者」(適用対象の②)は、どうしても判断がつかない状況を除き、前述の対応すべき内容をこなしければ、管理監督機関にその都度、申告する必要はない。
- ② プロセス指向
結果重視というよりも、プロセス重視の法律である。完璧な対応を求めるのではなく、適用対象者のセキュリティ意識を高めることで、不正侵入の難度・コストが上がり、結果的にサイバー犯罪や情報漏えいを減少させる。

法体系について

少々余談になりますが、中国の法体系は日本と類似している部分があり、法律の確実な有効性をサポートするあたりで「行政法規(政令)」「部門規章(省令)」「司法解釈」などが存在しています。

サイバーセキュリティ法と横並びで「電子商取引法」や「デジタルシグネチャ法」があり、「電信条例」や「国外資本通信系企業管理条例」をはじめ、下位には十数個の政令以外にも、省令や司法解釈や標準化ドキュメントを加えると100以上に及びます。

例えば、前述したAの詳細な仕様要求は「网络安全等級保護制度」によって定義されています。また、金融業界の事情に特化した「金融情報サービス管理規定」、オンラインニュース業界をターゲットとした「オンライン情報提供サービス管理規定」、そして「オンライン広告管理暫定方法」や「オンライン配信サービス管理規定」など、それぞれの事業分野や利用シーン別の対応手順・判断基準、そして解釈を内容とした法規が多数存在しています。(次項の表参照)

お客さまと意見交換するなかで、対応方針(サイバーセキュリティ法に積極的に取り組むべきか、しばらく様子見でいいのか)について、迷っているといった話をよく耳にします。例えば――

- Q1「コンプライアンスは遵守したいが、何をどうすればいいのか、法律本文に記載されておらず困っている」
- Q2「関連法規には、ある程度の対応手順や判断基準が記載されているが、曖昧な箇所もあり、どうしたらいいのかわからない」

といった疑問です。以下では、同法律の要求内容や特徴を検討したうえで、これらに回答したいと思います。

具体的な要求内容

③ 継続的運用
継続的な運用が重要である。

ここまでくれば、先の「Q2」に対する回答も自明となります。同法律が意図しているのは、コンプライアンス遵守をキッカケに一定のプロセスをたどらせることで、社会全体における情報セキュリティや越境転送の意識改革を促し、情報セキュリティの向上や不要不急のデータ越境転送を最小限に抑制することです。よって、多少不明確なことがあったとしても、積極的に体制を整えたいうえで、対応を進めていくことが重要です。

取り締まり状況など

同法律の発効から昨年末までの取り締まり(裁判)件数は、約2000件に及んでいます。2018年夏までは、中国国内企業を中心に取り締まりが行なわれていましたが、それ以降は(日系を含む)外資系企業への立ち入り監査も増えてきました。なお、2018年前半までの取り締まりは、情報セキュリティレベル未達の事例が中心でしたが、夏以降は違法なデータ越境転送に対する処罰事例が公表されています。

2018年11月、「公安機関互聯網案件監督検査規定」が新たに施行され、同法律にまつわる違反行為の取り締まりに、警察当局が関わるようになりました。2016年の旧正月前後、ICPライセンスの違反件数が一時的に急増した理由を振り返れば、やはり警察当局の介入影響が大きかったと言えます。

サイバーセキュリティ法体系の完成度が不十分であることを理由に、法令遵守の義務を怠って、積極的な対策に取り組まない正当性はどこにもありません。中国におけるビジネスの継続性を考慮しつつ、同法律が求める「現状把握」と「あるべき姿との照らし合わせ」を踏まえ、早期に対応を始めるのが現実だと考えます。

*1 国家の安全や公益に影響を及ぼすほど重要度が高いITインフラの運営会社。 *2 ITインフラを自社利用する一般企業と大半の日系企業は、これに該当する。

*3 通信機器メーカーやITインフラを不特定多数の外部ユーザーに提供している会社。

カリフォルニア州

消費者プライバシー法について ～日本企業の米国市場向けブランドサイトは特に要注意

世界各地で個人情報の取り扱いに関する法令化が進んでいる。
本稿では、欧州のGDPRに続いて制定された、
米カリフォルニア州の消費者プライバシー法について紹介する。



IIJ ビジネスリスクコンサルティング本部 副本部長

鎌田 博貴

二〇一八年五月、ヨーロッパでEU一般データ保護規則（GDPR）が施行されました。そして同年六月、デジタル・エコノミーにおけるプライバシー保護を求める世論の高まりに応じて、米国でも「カリフォルニア州消費者プライバシー法」(California Consumer Privacy Act of 2018) (以下、CCPA) が制定されました。CCPAは、カリフォルニア州居住者の個人情報取得する事業者に対して、さまざまな義務を課すとともに、消費者には自分の個人情報の取り扱いをコントロールする一定の権利を与える州法で、遅くとも二〇二〇年七月までに完全施行されます。本稿では、CCPAの概要と、日本の企業にCCPAが適用される場面や遵守対応の留意事項について解説します。

CCPAの適用対象

- CCPAの規制は、次の三つの主体に適用されます。
- ① 事業者
カリフォルニア州で事業を行なう個人営利企業、または営利法人で、消費者の個人情報取得・利用し、次のいずれかの条件に該当するもの。
 - 年間総売上が二五〇〇万ドル超である。
 - 五万人、五万世帯、もしくは五万台以上の装置に関する個人情報取得している。
 - 年間売上上の半分超を、消費者の個人情報他者に販売して得ている（典型例はネット広告代理店など。または、このような事業者と共通のブランドで事業を行なっているグループ企業。例えば「ABC株式会社」が「事業者」に該当する場合、同じ「ABCブランド」のもと同社製品の販売を手がける「ABC販売株式会社」(子会社)も「事業者」に含まれ、CCPAの適用を受けます。

企業のプライバシーポリシー公開義務

事業者は、取得・販売した個人情報の種類・取得元・目的・共有先・消費者の権利行使の方法などを内容とするプライバシーポリシーを、事業者が管理するウェブサイトに公開し、毎年、最新情報に更新するとともに、「DONOT SELL MY PERSONAL INFORMATION」とタイトルがついたウェブページを設け、消費者によるオプトアウト権行使の便宜を図ることが義務づけられます。

差別的取り扱いの禁止など

事業者は消費者に対し、アクセス権・削除権・オプトアウト権などの権利行使を理由に、サービス提供拒否など差別的取り扱いをしてはなりません。一方、事業者は、一定の場合、消費者による個人情報の提供や販売許容に対して、金銭的インセンティブ（料金割引など）を与えることが許されます。このようなインセンティブに対応する個人情報の取得・販売については、消費者から事前に同意を得なければなりません（オプトイン同意）。無料オンラインサービス（ゲーム、情報サイトなど）の提供条件として、ユーザのオンライン行動履歴を利用した広告最適化に同意を与えるなどの適用場面が考えられますが、どのような場合にこのような金銭的インセンティブが許されるのか、詳細については州司法長官のガイドラインを待たなければなりません。

民事訴訟と制裁金

事業者のセキュリティ保護義務違反により一定の個人情報流出したり窃取されるなどの被害を受けた

CCPAは事業者の所在地を限定していないので、カリフォルニア州に拠点を持たない州外・国外の企業にも適用される余地があります。州外適用の詳細については、州司法長官のガイドラインを待たなければなりません。事業者は、ほぼGDPRにおける「管理者」(controller)に相当する概念です。GDPRの管理者との最大の相違点は、営利企業に限られる点です。

- ② サービスプロバイダ
営利を目的とする個人・法人で、事業者から個人情報を開示され、事業者との書面契約で個人情報の利用目的が限定されているもの。ほぼGDPRにおける「処理者」(processor)に相当しますが、事業者同様、営利企業に限られています。
- ③ 事業者・サービスプロバイダ以外の個人情報を取得した第三者

個人情報の定義

CCPAで取り扱いが規制される個人情報は、直接的または間接的に、特定の消費者・家計を識別できるか、特定の消費者・家計に結びつけられ得る情報です。例えば、人の名前は特定の消費者を直接的に識別します。顧客番号と購買履歴を記録した販売台帳に記載された情報は、顧客番号と顧客氏名を照合する顧客台帳があれば、間接的に特定の個人を識別できるので、販売台帳に記載された情報も個人情報となります。CCPAでは、こうした具体例を条文中に多数示しています。消費者とは、おむね州税の納税義務者であるカリフォルニア州の居住者と定義されます。注目すべきは、氏名・社会保険番号・パスポート番号といった日常的な個人識別情報のほか、インターネットの利用情報、例えば、閲覧履歴・検索履歴・オンライン広告との関わり（閲覧・クリック・コン

場合、消費者は、法定損害賠償（具体的な損害額の厳格な証明がなくても、法定限度額までの損害賠償を認める制度、差止命令、確認判決などの救済を求めることができます。さらに、事業者の違反に対して、州司法長官は差止命令を発することができるとは、違反一件あたり七五〇〇ドルを超えない制裁金を課すことができます。例えば、年間ユニーク閲覧者五万人のウェブサイトを管理者が、cookie処理に関する同意を得ないまま、閲覧履歴などを広告配信関連事業者に開示した場合、最大三万七五〇〇万ドル（約四二〇億円）という膨大な制裁金が課される可能性があります。

日本企業への影響と遵守対応の留意事項

CCPAは、カリフォルニア州居住者の個人情報を取得する州外企業・国外企業にも適用される可能性があります。当社がさまざまな業種のお客さまの話をうかがった限りでは、米国市場向けに製品・サービスを紹介するブランドサイトを運営し、リターゲティング広告を行なう日本企業は、CCPAによる規制のほぼ全てが適用される可能性が高いと考えられます。万全の遵守対応のためにも、今後の同法修正や州司法長官によるガイドラインに注目する必要があります。

米国IT業界や広告業界はCCPAに対し、同様のプライバシー保護法が全米各州でバラバラに立法されれば、それら全てを遵守するためのコストが膨大になり、イノベーションが阻害されかねないので、個人情報の保護に関しては、連邦法にもとづく統一ルールを設けるべきであるとの立場から、連邦議会への強力なロビイングを展開しています。

当社では、IIJビジネスリスクマネジメントポータルにおいて、CCPAに関する最新情報をお届けしています。

バージョン)などを個人情報として例示していることです。CCPAがオンライン上のさまざまなサービスや、高度にパーソナライズされた広告配信におけるプライバシーを重要な規制対象として想定していることは明らかです。

消費者に与えられた権利

- ① アクセス権
消費者(カリフォルニア州居住者)は事業者に対し、事業者が取得する個人情報の種類および個別の個人情報について、情報提供を求める権利を与えられます。
- ② 削除権
消費者は事業者に対し、消費者から取得した個人情報の削除を求める権利を与えられます。ただし、消費者と事業者とのあいだの契約の履行に必要な場合(購入商品を配送する際の顧客住所など)、事業者が言論の自由など法にもとづく権利を行使する場合(典型的な例として、政治的言論や報道、科学・歴史・統計目的の調査に必要な場合、事業者の法的義務履行に必要な場合(税務申告など)といった例外が認められています。
- ③ オプトアウト権
消費者は、自分に関する個人情報を事業者が第三者に販売しないよう求めることができます。ここで「販売」とは、おむね金銭その他の対償のために、個人情報を開示することを意味します。詳しくは州司法長官のガイドラインを待たなければなりません。ターゲットティング広告など広告最適化のために、関係事業者間で行なわれる個人のオンライン行動履歴や端末識別子などの情報の移転は、個人情報の販売に該当し、消費者にはこれをやめるよう事業者に求める権利が与えられると考えられます。

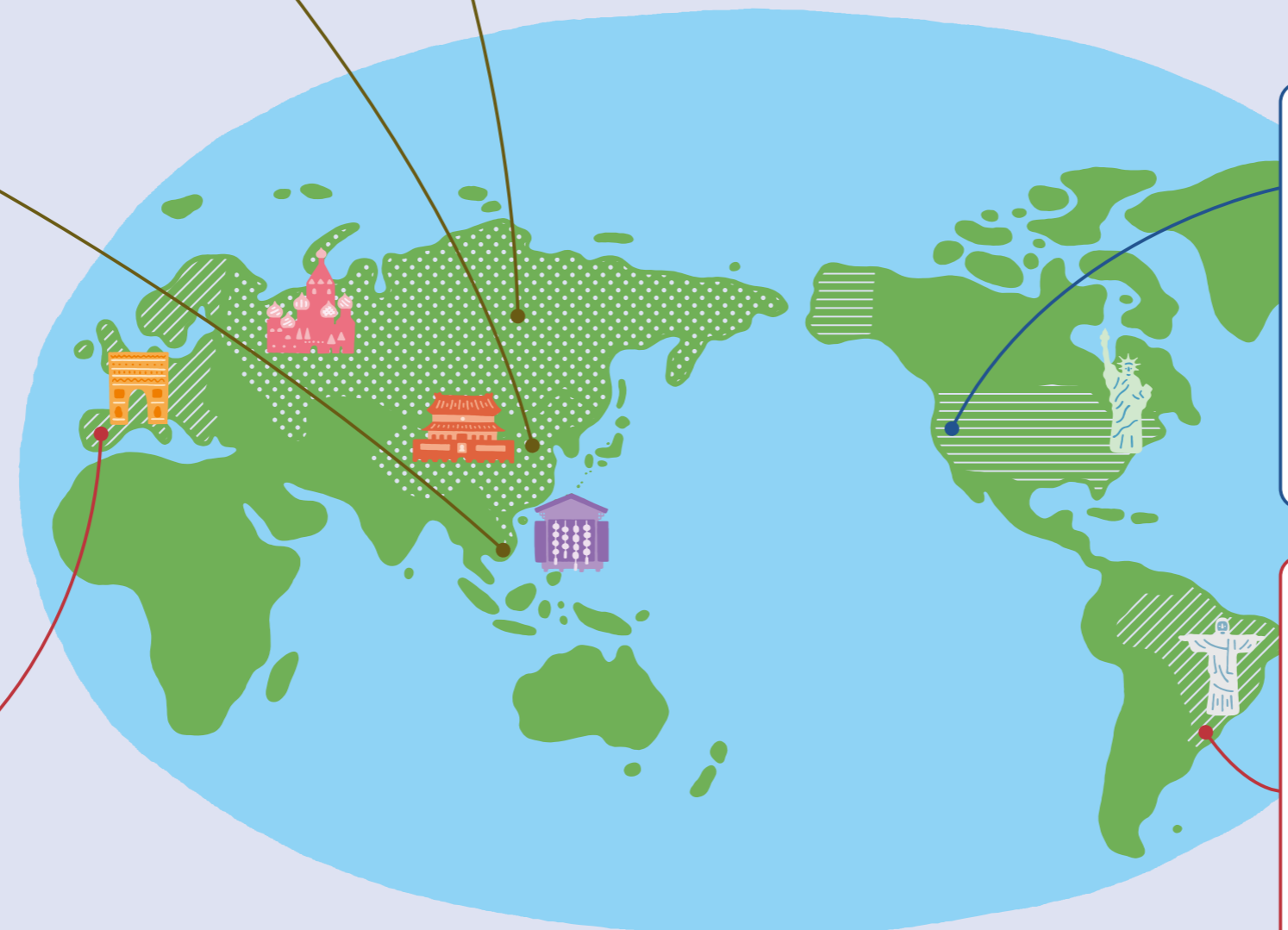
世界の主なプライバシー保護法制

日本企業への影響は？

IIJ ビジネスリスクコンサルティング本部長

小川 晋平

世界のプライバシー保護法制の動きは、次の3つに大別できる——
①「EUタイプ」、②「USタイプ」、③「国益追求タイプ」。EUタイプは、欧州諸国と結び付きが強い国（端的に言うと、旧植民地国）が適用する傾向にある。米国は、データの利活用に傾き過ぎた現状を是正しようとしている。中国、ロシア、ベトナムなどは、国家が個人情報を強力に管理するためのツールとして法律を作っていると言える。インドやタイなど、これから個人情報保護法が作られる国も多い。個人情報にまつわる法整備は、経済活動や国家間の政治情勢とも密接に結びついているので、今後も目が離せない。



中国 国益追求タイプ



网络安全法

(中国サイバーセキュリティ法)
施行：2017年6月1日

個々人のプライバシー保護が目的ではなく、国家を守るための情報統制の一環であることが、他国の法制との大きな違い。セキュリティ対策と国外へのデータ移転に関して、まずは自己評価が必要。日本企業にとって、事業免許の取消しをもっとも大きな影響となるため、対応は必須。

ロシア 国益追求タイプ



連邦法 242-FZ

施行：2015年9月1日

目的は、ロシア政府による個人情報の囲い込み。ロシア市民の個人情報は、ロシア国内のデータベースに保管する義務がある。ロシアでのシステム構築が求められ、日本企業は対応に追われている。

ベトナム 国益追求タイプ



サイバーセキュリティ法

施行：2019年1月1日

中国に倣い、国家による個人情報の囲い込みが図られている。一定の条件を満たす個人情報の取り扱い企業は、ベトナム内に個人データを保持することや、法人などを設立することが求められ、日本企業への影響も大きい。

EU EUタイプ



GDPR

(General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)
施行：2018年5月25日

包括的なプライバシー保護規制。高額な制裁金、域外移転、域外適用など、日本企業への影響も広範な、世界でもっとも厳しいプライバシー保護法。ただし、個人情報の流通阻害を意図したものではない。

(英国は2019年3月29日にEUを離脱する予定だが、離脱後もGDPRを支持すると表明しており、EUタイプの個人データ保護が求められることに変わりはない)

US USタイプ



CCPA

(California Consumer Privacy Act : カリフォルニア州消費者プライバシー法)
施行：2020年7月(予定)

行き過ぎたデータ利活用に対して、プライバシー保護を重視する揺り戻しの動き。個人データの取得・売買に関わるプライバシー保護規制。日本企業は特にWEBサイトのサードパーティー cookie やスマートフォン・アプリの対応に要注意。制裁金は青天井。目下、企業から連邦法の制定が求められており、2019年はその動きにも注意が必要。GDPR同様、個人情報の流通阻害を意図するものではない。

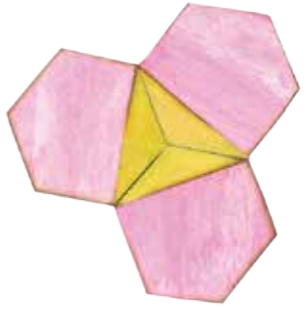
ブラジル EUタイプ



Lei Geral de Proteção de Dados

(個人情報保護法)
施行：2020年2月(予定)

包括的なプライバシー保護法で、内容はGDPRとほぼ同じ。昨年末、懸案だった監督機関の設立が急ぎょ決まり、エンフォースメントを含む2020年の全面施行に向けた準備が整いつつある。高額な制裁金や域外移転など、ブラジルの個人データを扱う日本企業は、残り1年でしっかり対応する必要がある。



人と空気とインターネット

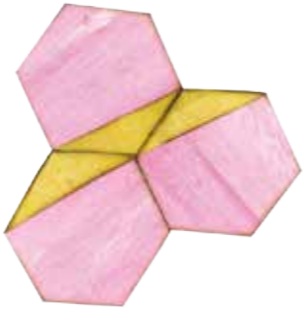
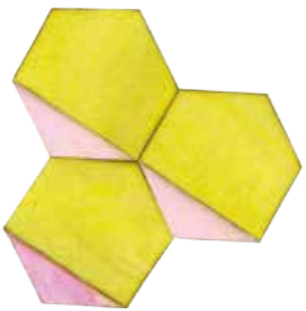
独創的な

日本酒造り

11月1日 ベーシオンインスティテュート

取締役

浅羽登志也



少品種・大量生産から
多品種・少量生産へ――
各業界・産業で

生き残っていくための方向転換は、
思わぬ分野にも及んでいるようだ。
今回は、筆者が体験した
「日本酒造り」をレポートする。



お米作りを手伝い始めて、丸三年経ちました。三年も経つと、少し変わったことがやりたくなるもので、去年は、自作のお米を原料にしてお酒を造ってみました。もちろん酒を造る技術は持っていませんし、酒造免許も持っていません。そもそも今は、日本酒で酒造免許を取ることができないそうです。すでに市場が飽和しているから、というのがその理由なのですが、これに関してはちょっと意見もありますので、最後に再び触れようと思います。

さて、自分で酒を造れるわけではないので、まずはどこかにオーダーメイドの酒を造ってくれる酒蔵はないものかと、ネットを検索してみました。すると、オーダーメイドを受けてくれる蔵がいくつかあることがわかり、昨年はそのなかから愛知県にある蔵にお願いすることにしました。

WEBで申し込みをするとはどことなく、どういう酒を作りたいのか記入してほしいと、エクセルのフォーマットがメールで送られてきました。そのフォーマットはかなり細かく酒のタイプを記入できるようになっていました。まずは「甘口か、辛口か」から始まり、「リンゴの香りがいいか、バナナの香りがいいか」とか、「芳醇系か、淡麗系か」など、何項目にもわたって造りたい酒のタイプをきめ細かく指定できるのです。これらの項目で指定できる酒質の種類を計算してみると、全部で二五〇通りにもなります！酒質を決めるのは、どの酵母を使うかに大きく左右されますが、この蔵は独自のものも含めて数十種類の酵母を持っているそうです。

さらに、酒造り体験もできるというので四月の土・日曜日に行ってみました。最初に担当者の方が全体の工程を説明してくれました。日本酒を造るには、米のデンプンを糖化したうえで、酵母菌でアルコールに分解するのですが、このとき分解する米を三回に分けて徐々に増やしていきます。これを三段仕込みと言います。我々が体験したのは、三回目の留添という工程です。蒸器で蒸

たシステムだと思いました。

日本酒のポテンシャル

ところで、日本酒全体の売れ行きは落ちていると書きましたが、輸出量は増えていることを存じでしょうか？日本酒の輸出量は二〇〇一年に約三億円だったのが、二〇一七年には約一八七億円と、八年連続で伸びているそうです。伸びているとはいえ、全体で一八七億円というのは、まだまだ小さい市場です。ですが、ポテンシャルは大きいと考えられるのではないのでしょうか。たったの二〇〇億未満で何を言うか、と思われるかもしれませんが、日本酒というお酒は、実は世界に類を見ない独自の技術を使って造られています。ここでは、製法に関する詳細は書きませんが、少なくとも醸造酒というジャンルでは、世界一アルコール度数の高い酒を造ることがができます。しかも、一つの蔵で二五〇種類ものバリエーションを造り分けることができるのですから、多品種・少量でバリエーションを増やしていけば、世界中のさまざまな国に合った日本酒にカスタマイズできるということだと思います。お酒というものは、その国の食文化と密接につながっているもので、なかなか簡単にはいかないかもしれませんが、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界的にも認知されるようになってきているのですから、日本酒だって、もっと世界に認知されてもいいと思います。

独創的なことをやっている人たち

日本酒のバリエーションという観点では、先日、おもしろい蔵を見つけました。こちらの蔵は長野県にある小さな蔵で、なんと若手の杜氏さんが一人で年間二〇〇石（二升瓶で二万本）だけ生産しています。なぜ一人で作っているのか聞いてみると、自分の好きなように酒造

した米をほぐして、タンクにドボドボと加えて、權みたいなものでかき混ぜる、という単純な作業です。それでも私が嬉しそうにタンクをかき混ぜていると、副杜氏さんがスマホのカメラで作業の様子を撮影してくれているのではないですか。なんともきめ細かな顧客対応ぶりも驚きでした。

この蔵のオーダーメイドの「サービス」は、始めてすでに一〇年以上になるそうです。なかにはかなりマニアックな要望をする顧客もいるそうですが、可能な限り対応しているとのことでした。そのおかげで八割の顧客がリピーターになるといのですが、さっそく私もリピーターになり、今年は去年の倍量を申し込んでしまいました。

近年、日本酒全体の売れ行きは落ちているそうですが、このメーカーでは小ロットでのニーズに合わせた酒質の商品開発力を強みに、国内販売量を拡大し、海外への輸出量も増加させているとのことでした。人々の嗜好は、そんな個別のニーズにもきめ細かく対応できるので、輸出量を伸ばしているそうです。日本酒業界でも、少品種・大量生産から多品種・少量生産へのシフトが起こっており、そういった市場の変化にいち早く対応できたメーカーが他社との差別化に成功し、生き残っていくのでしょう。

この蔵では、年間で二五〇件までオーダーメイドを受けているそうです。先ほど計算したように、指定できる酒質の種類は二五〇種類もありますから、毎年これらのなかから最大で二五〇種類を造ってみることができそうです。しかも、これらはオーダーメイドですから、お客さんからお金をもらいながら、さまざまな酒質を実験的に造ることがができます。そしてそのなかに、今まで自社で販売していた酒質とは違うけれど、「意外とうまいな」と思えるようなものがあれば、改めてそれを自社ブランドで製品化できるわけです。なかなかよくでき

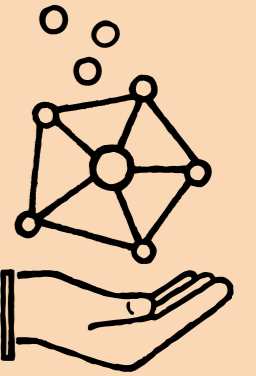
りをしたことから、とおっしゃっていました。かなりマニアックな職人気質の杜氏さんです。

この蔵を訪問した際、実験的に造っていて普段は売っていない酒を何種類か飲ませてもらいました。日本酒の酒質を決める要素の一つに、酸度というパラメータがあるのですが、通常、日本酒にはリンゴ酸、コハク酸、乳酸、クエン酸などの有機酸が含まれています。普通は、これらを合計して酸度という一つの指標で有機酸含有量が表示されていて、どの酸がどれだけ含まれているかはわかりません。愛知の蔵でも、酸度を指定できるので、「高め、やや高め、普通、やや少なめ、少なめ」と五段階で有機酸全体の含有量を指定することしかできません。ところが、長野の蔵の杜氏さんは、先述した四つの酸それぞれを際立たせた日本酒を作り分けているのです。四種類全部試飲させてもらいましたが、確かに味わいがそれぞれ異なります。これらをブレンドしていけば、さらに、さまざまな味いに酒を作り分けることもできるのではないかと。そんなことを考えると、なんだかワクワクしてきます。実はこの蔵もオーダーメイドを受けてくれるので、今年はこちらにも日本酒造りをお願いする予定です。

今回の話は日本酒に限った話ですが、日本にはまだまだ人知れず独創的なことをやっている人がいるんだなあとしみじみ思いました。ITやインターネットを使って、このような取り組みを世界に広めていくことができれば、おもしろいのではないかと、そんなことも感じました。

日本酒自体には、十分な可能性があると思ったのですが、酒造免許を出さないというのは、いかがなものでしょうか？さまざまな事情があるにせよ、新規参入を促して、長野の蔵のような、やる気のある若手の杜氏さんがもっと増えるような環境を作ったらいのには、と素人ながら感じました。日本をガラパゴス化しているのは、日本人自身なんだなとも思った出来事でした。

Internet Trivia



WEBサイトでも、メールアドレスでも、インターネット上で団体や個人を示すために使われるアドレスには、ドメイン名が含まれています。一時期、ドメイン名そのものを企業名とする「ドットコム企業」が流行ったこともありましたが、そうでなくとも、そのドメイン名を長く使うことによって得られた認知や信頼は、ある種の財産といっても良いでしょう。もちろん、検索サイトの表示順位や、WEBサイトの暗号化・身元確認のためのSSL(TLS)証明書も重要ですが、これらも結局のところ、ドメイン名の評判や信頼性を高めるものであって、ドメイン名が失われれば意味をなしません。

今では、ほとんどの企業が自社のドメイン名を取得しており、個人でもブログやメールアドレスのためにドメイン名を取得しているケースも少なくありません。ドメイン名は、利用者がドメイン名登録サービスを提供している事業者に定期的に費用を支払うことで利用しています。こうしたサービスを提供する事業者は世界中にたくさんありますが、いったいドメイン名とは、どのように管理されているのでしょうか？

ドメイン名は世界中で重複しないように管理されなければなりませんので、それを調整するための機関が必

インターネット・トリビア

ドメイン・レジストリ・レジストラ

事業統括部 事業統括課 シニアエンジニア
I I J M V N O 事業部

堂前 清隆

要になります。現在は、国際的な非営利団体であるICANNのなかにあるIANAがその役割を担っています。しかし、ICANNが直接、世界中のドメインを全て管理しているわけではありません。ICANNが行なうのは、「com」や「jp」といった「トップレベルドメイン(TLD)」を管理する団体を指定することです。それぞれのTLDのなかにもどのようなドメインを設けるかは、一定の範囲で指定された組織に任されています。

各TLDは、レジストリ・レジストラという複数の組織によって管理されています。レジストリはTLD毎に一つだけ存在しており、そのTLDのルールを策定するとともに、登録されているドメイン名のデータベースを管理する責任を持ちます。一方、レジストラはドメイン名利用者からの依頼にもとづき、レジストリにドメイン名を登録する窓口を担当しています。データベースの管理という公共的な側面を持つレジストリと、顧客サービスの競い合うことでサービス向上を目指すという仕組みです。

この仕組みは、インターネットが急速に発展した一九九〇年代末期から順次、整備されました。それ以前は、

黎明期からインターネットに強い影響力を持っていた米政府のもと、特定企業がドメインを管理していましたが、インターネットのグローバル化にともない、新たな管理体制が敷かれたのです。

こうした動きと併せて、TLDのバリエーション自体も増えています。二〇〇〇年までに使われていたTLDは、「jp」や「net」など国毎に割り当てられているものと「com」や「net」のように歴史的に使われていた、国に寄らない数個のTLDのみでしたが、二〇〇一年以降、順次新しいTLDが追加され、現在は一九〇〇個以上が登録されています。

これらのTLDは、適切な要件を満たした組織がICANNに申請することで利用可能になります。TLDを登録した組織はビジネスとして費用を取って、TLD内のドメインを他の組織や個人に提供しても構いませんし、自社専用にも利用することもできます。二〇一四年には、「tokyo」や「みんな」といった新しいTLDも利用可能になり、大きな話題を呼びました。また、日本企業のなかにも自社のブランド名自体をTLDとして登録し、自社のコンテンツのために利用する企業も現れています。

Grobal Trends



グローバル・トレンド

国際結婚してみました

PT. IJ Global Solutions Indonesia
President Director

延廣 得雄

インドネシアで現地法人、クラウド合併の二社を設立して四年が経ちました。皆さまのご支援により、I I Jのインドネシア事業は、とても順調に成長しています。

私事になりますが、当社が創業して二年が過ぎようとしていたころ、今のインドネシア人の妻と出会いました。創業のバタバタもある程度落ち着き、業容拡大を目指して、営業事務スタッフを募集したところ入社してきたのが彼女でした。

その後、いろいろあって結婚に至ったわけですが、海外で外国人と結婚することの困難は想像以上でした。インドネシアでは異教徒間の結婚はむずかしいらしく、これは日本などの海外で婚姻した場合に限るそうです。私は思うところがあって仏教から、妻が信仰するキリスト教へ改宗し、インドネシア国内で婚姻届を提出しました。改宗にあたっては、しばらく教会に通って、牧師さんから説教を一定回数受けなければなりません。しかも、ほぼインドネシア語で……。とても大変でしたが、今となっては良い思い出です。

先日、人生で初めてクリスマスチャンとしてクリスマス、年末年始を過ごしました。一月二十五日は祝日ですので、家族で教会に行きました。年中暑い国なのに、なぜか雪がデコレーションされた巨大ツリーがあったのが印象的でした。また、こちらのカウンタダウンは、それぞれの家で花火を上げるのが習慣のようです。それぞれの規模は小さくとも、そこら中でいつせいに花火を打ち上げるので、小一時間ほど途切れることのない花火の爆発音を聞いていますと、おおよそ近所迷惑という概念を忘れさせてくれます。結果的にクリスマスから二週間ほどは、誰かしら親戚が家に来ていて、良くも悪くも大変賑やかな年末年始になりました。

今回は私自身、二度目の結婚でしたが、いろいろと学ぶことが多かったです。特に言葉でうまく意思疎通できない状況のなか、多くの問題を解決してきましたので、このプロセスを通してより深い信頼関係を築けたのは、とても良かったと思います。ということで、まだ未婚の方は、ぜひその可能性も一度、検討されてみてはいかがでしょうか？



よく通っているパウルス教会。

株式会社 インターネットイニシアティブ	
本社	東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム <p>〒102-0071 TEL:03-5205-4466</p>
関西支社	大阪府大阪市中央区北浜 4-7-28 住友ビルディング第二号館 5F <p>〒541-0041 TEL:06-7638-1400</p>
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30 名古屋三井ビルディング本館 4F <p>〒450-0003 TEL:052-589-5011</p>
九州支社	福岡県福岡市博多区冷泉町 2-1 博多祇園 M-SQUARE 3F <p>〒812-0039 TEL:092-263-8080</p>
札幌支店	北海道札幌市中央区北四条西 4-1 伊藤・加藤ビル 5 階 <p>〒060-0004 TEL:011-218-3311</p>
東北支店	宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエアビル15F <p>〒980-0013 TEL:022-216-5650</p>
横浜支店	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-15-10 YS 新横浜ビル 8F <p>〒222-0033 TEL:045-470-3461</p>
北信越支店	富山県富山市牛島新町 5-5 タワー 111 10F <p>〒930-0856 TEL:076-443-2605</p>
中四国支店	広島県広島市中区銀山町 3-1 ひろしまハイビル 21 5F <p>〒730-0022 TEL:082-543-6581</p>
新潟営業所	新潟県新潟市中央区東大通 1-3-1 帝市ビル 4F <p>〒950-0087 TEL:025-244-8060</p>
豊田営業所	愛知県豊田市西町 4-25-13 フジカケ鐵鋼ビル 5F <p>〒471-0025 TEL:0565-36-4985</p>
沖縄営業所	沖縄県那覇市久茂地 1-7-1 琉球リース総合ビル 8F <p>〒900-0015 TEL:098-941-0033</p>

IIJグループ／連結子会社

株式会社 IIJ グローバルソリューションズ
東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
〒102-0071 TEL:03-6777-5700

株式会社 IIJ エンジニアリング
東京都千代田区神田須田町 1-23-1 住友不動産神田ビル 2 号館 7F
〒101-0041 TEL:03-5205-4000

ネットチャート株式会社
神奈川県横浜市港北区新横浜 2-15-10 YS 新横浜ビル 8F
〒222-0033 TEL:045-476-1411

株式会社 IIJ イノベーションインスティテュート
東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
〒102-0071 TEL:03-5205-6501

株式会社亀巧社ネットワークス
東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
〒102-0071 TEL:03-5205-6766

IIJ America Inc.
55 East 59th Street, Suite 18C, New York, NY 10022, USA
TEL：+1-212-440-8080

IIJ Europe Limited
1st Floor 80 Cheapside London EC2V 6EE, U.K.
TEL：+44-0-20-7072-2700

株式会社トラストネットワークス
東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
〒102-0071 TEL:03-5205-6490

この冊子の内容はサービス形態・価格など予告なしに変更することがあります。(2019年2月作成)
※表示価格には、消費税は含まれておりません。
※記載されている企業名あるいは製品名は、一般に会社の登録商標または商標です。
※本書は著作権法上の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、著作権者からの許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複製、翻案、公衆送信等することは禁じられています。
©Internet Initiative Japan Inc. All rights reserved. IIJ-MKTG001-0150

発行／株式会社インターネットイニシアティブ 広報部
お問い合わせ／株式会社インターネットイニシアティブ 広報部内「IIJ.news」編集室
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
TEL: 03-5205-6310 E-mail: iijnews-info@ij.ad.jp

編集／村田茉莉、鈴木健二、小河文乃
表紙イラスト／末房志野
デザイン／榎原健祐 (Iroha Design)
印刷／株式会社興陽館 印刷事業部

Information

「IIJ.news」読者アンケートご協力のお願

このたび「IIJ.news」では、読者アンケートを実施いたします。皆さまのご意見・ご感想をもとに、より充実した誌面づくりを行なってまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

回答方法	IIJのWebサイト（https://www.ij.ad.jp/enq/）より回答して送信
回答締切	2019年3月29日（金）
プレゼント	Amazonギフト券5,000円分（10名様／抽選） <p>※当選のお知らせは、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます</p>

2 第100回 トワイライトコンサート

来たる3月8日、大手町の三井住友銀行東館ライジング・スクエア 1階で、第100回「トワイライトコンサート」を開催します。コンサートホールから街角へと飛び出した、音楽のおくりもをお楽しみください。

ブランデンブルク協奏曲&ヴィヴァルディの「春」～長原幸太（読売日本交響楽団 コンサートマスター）と仲間たち	
日時	2019年3月8日（金） <p>18時30分～19時30分（開場:18時00分）</p>
場 所	三井住友銀行東館ライジング・スクエア1階 <p>アース・ガーデン 千代田区丸の内 1-3-2（地下鉄 大手町駅下車 C14 出口）</p>
インターネット中継	http://pr.ij.ad.jp/live/
曲 目	J.S. バッハ： <p>　　ブランデンブルク協奏曲 第5番 ニ長調 BWV1050 　　ブランデンブルク協奏曲 第3番 ト長調 BWV1048 　　ブランデンブルク協奏曲 第4番 ト長調 BWV1049</p> <p>　　ヴィヴァルディ： 　　ヴァイオリン協奏曲集《四季》より「春」ホ長調 op.8-1</p>
詳細	https://www.ij.ad.jp/news/concert/2019/0308.html



表紙の言葉 「新春とおみくじ」

いちだんと寒さが増す2月ですが、暦の上では春の始まり「立春」です。立春は二十四節気の起点で、新しい年の始まりにあたるそうです。2019年が始まってまだわずかですが、「新しい年」と聞くと、また気持ちがまっさらになれます。気になる運勢の吉凶をおみくじで占い、悲喜を感じるのも迎春らしい楽しみではないでしょうか。

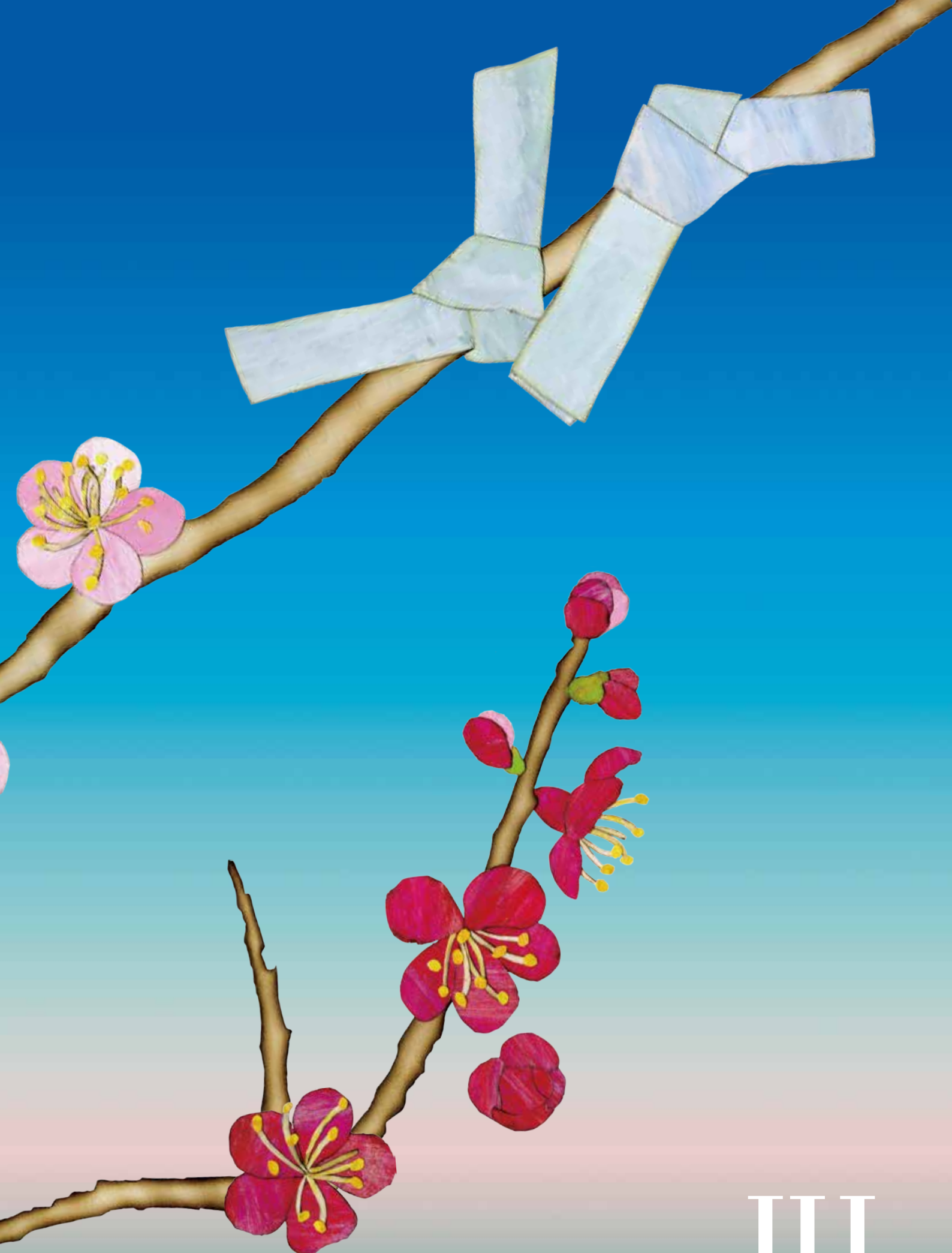
末房志野

◎IIJ.news表紙のデザインを壁紙としてダウンロードいただけます。ぜひご利用ください。
URL: https://www.ij.ad.jp/news/iijnews/wp/

◎IIJ.newsのバックナンバーをご覧ください。URL: https://www.ij.ad.jp/iijnews/

編集後記

新年が明け、1月も後半になる頃、お年玉付き年賀はがきの当選番号が発表されます。毎年、この発表日まで、いただいた年賀状はテーブルの上に置きゃばなしにし、確認を忘れないようにしています。ただ、近年は、新年のご挨拶をメールですませることが多くなり、年を経るごとに年賀状の枚数は減る一方。その分、ワクワクしながら当選番号を確認する時間も減っていき、今年などはあっという間に終わってしまいました。昔は、年の瀬に年末ジャンボ宝くじを購入していた時期もありましたが、当選確率を考えると、当たるはずがないと思い、やめてしまいました。でも、今度、街中で宝くじ売り場を見かけたら少し購入してみようかな、と考えています。あのワクワクする確認の時間を買ってみるつもりで。(K)



IIJ

Internet Initiative Japan